

号外 第19号 令和 3 年(2021 年) 3月31日(水)

(每週 火·金発行)

目 次

		籴	•	例																														
\bigcirc	熊	本県	税	条	例 等	争の) —	部	を	改	正	す	る	条	例	٠.									٠.	٠.			•	(移	沒務	課)		2
\bigcirc	熊	本県	税:	特力	別打	計置	条	例	\mathcal{O}		部	を	改	正	す	る	条	例	٠.			٠.							•	(IJ)		8
		規		則																														
\bigcirc	熊	本県	規	則	で気	EX	る	様	式	に	ょ	る	書	面	^	の	押	印	0	特	例	に	関	す	る	規	則			(人	、事	課)		8
\bigcirc	熊	本県	税:	災:	害源	贞免	! 条	: 例	施	行	規	則	の	_	部	を	改:	Œ.	す	る	規	則								(移	沒務	課)		8
\bigcirc	熊	本県	食	品名	衛 生	三法	施	行	細	則	等	0)	-	部	を	改	正`	す	る	等	0)	規	則		•	(健	康	危机	幾省	理	課)	1	2
\bigcirc	熊	本県	障:	害:	者の) 日	常	生	活	及	び	社	会	生	活	を	総	合	的	に	支	援	す	る	た	\Diamond	\mathcal{O}							
	法	律施	行;	細」	則 0) —	- 部	を	改	正	す	る	規	則												(障	が	\ \ ;	者支	援	課)	1	6
\bigcirc	熊	本県	保	健日	師貝	力産	師	看	護	師	法	施	行	細	則	の	<u> </u>	部	を	改	正	す	る	規	則			(医	寮 政	策	課)	1	9
\bigcirc	熊	本都	市	計i	画事	1 業	益	城	中	央	被	災	市	街	地	復	興	土:	地	区	画	整	理	審	議	会	委							
	員	選挙	事	務.	取担	及規	則	0	$\overline{}$	部	を	改	正	す	る	規	則											(都	市計	- 画	課)	2	7
		訓		令																														
\bigcirc	熊	本県	訓	令	で気	EX	る	様	式	に	ょ	る	書	面	^	の	押!	印	0	特	例	に	関	す	る	訓	令			(人	、事	課)	2	9
		告	;	示																														
\bigcirc	熊	本県	告	示	で気	EX	る	様	式	に	ょ	る	書	面	^	の	押!	印	0	特	例	に	関	す	る	規	程			(人	、事	課)	2	9

本号で公布された条例のあらまし

◇熊本県税条例等の一部を改正する条例

- 熊本県税条例の一部改正【第1条】
 - (1)不動産取得税
 - サービス付き高齢者向け住宅等に係る課税標準の特例措置又は税額の軽減 措置の対象となる住宅等の取得期限を令和5年3月31日まで延長すること (附則第7条の2、附則第8条、附則第8条の2関係)
 - 税率の特例措置の対象となる住宅及び土地の取得期限を令和6年3月31 日まで延長することとした。 (附則第7条の3関係)
 - 軽油引取税 (2)
 - 船舶や農林業等の動力源に供する軽油の引取りに係る課税免除の特例措置 の適用期限を令和6年3月31日まで延長することとした。(附則第8条の 4 関係)
 - 自動車税

 - ア 環境性能割の税率区分を見直すこととした。(第100条の3関係) イ 環境性能割の臨時的軽減の適用期限を令和3年12月31日まで延長する
 - 拡充を行った上で、適用期限を令和5年3月31日まで延長することとした。 (附則第8条の12関係)
 - 先進安全技術を搭載したトラック・バス車両に係る環境性能割の課税標準 の特例措置について、一部拡充を行った上で、適用期限を令和3年10月3 1日まで延長することとした。(附則第8条の12関係)
 - 種別割のグリーン化特例(軽課)について、重点化等を行った上で、適用期限を令和5年3月31日まで延長することとした。(附則第9条関係)
 - 地方税法施行令の一部改正等に伴う所要の規定の整理を行うこととした。 (4) (第98条の4関係)
 - その他規定の整理を行うこととした。(附則第8条の10、附則第8条の 附則第9条の3関係)
- 熊本県税条例の一部を改正する条例の一部改正【第2条】 地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)の一部改正に伴い、 法人県民税の規定の整理を行うこととした。
- この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。 3
- 所要の経過措置を定めることとした。(附則第2項、附則第3項関係)

◇熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例

- 半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定 める省令の一部改正を踏まえ、不均一課税の対象となる施設又は設備の取得期限 を令和5年3月31日まで延長することとした。(第4条の4関係) 離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用され
- る場合等を定める省令の一部改正を踏まえ、課税免除の対象となる設備の取得期限を令和5年3月31日まで延長することとした。(第4条の7関係)
- 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十 六条の地方公共団体等を定める省令の一部改正を踏まえ、課税免除の対象となる 施設の取得期限を令和5年3月31日まで延長することとした。 関係)
- 不動産取得税の税率の特例措置の対象となる土地の取得期限を令和5年3月3 1日まで延長することとした。(附則第2項関係)この条例は、令和3年4月1日から施行することと

条

熊本県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県税条例第32号

熊本県税条例等の一部を改正する条例

(熊本県税条例の一部改正)

- 熊本県税条例(昭和29年熊本県条例第28号)の一部を次のように改正する。 第98条の4第6項中「記名押印した」を「その氏名又は名称を記載した」に改め、同条第9項中「記名押印しなければ」を「氏名又は名称を記載しなければ」に改める。 第100条の3第1項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を加え、同項第1号ア (イ)中「令和2年度基準エネルギー消費効率」を「令和12年度基準エネルギー消費効 「以上」を「に100分の65を乗じて得た数値以上」に改め、同号アに次の 率」に、 ように加える。
 - エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率(法第149条 (ウ) 第1項第4号イ(3)に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この項及び次項において同じ。)以上であること。 第100条の3第1項第1号イ(イ)中「令和2年度基準エネルギー消費効率に100

分の110」を「令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75」に改め、同 <u> </u>号イに次のように加える。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であるこ 第100条の3第1項第1号ウ中「又はトラック」を削り、同号ウ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率(法第149条第1項第4号ハ(2)に規定する平成27年 度基準エネルギー消費効率をいう。以下この項及び次項において同じ。)に100分の115を乗じて得た数値」を「令和2年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号オ中 「第9条の4第5項」を「第9条の4第6項」に改め、同号オ(1)中「100分の110」を「100分の115」に改め、同号オを同号力とし、同号エ中「第9条の4第4 項」を「第9条の4第5項」に改め、同号エ(イ)中「100分の105」を「100分の110」に改め、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

- 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第4項に規定するもの
 - 次のいずれかに該当するこ
 - 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が 平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超え
 - 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が 平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超え
 - エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率(法第149 条第1項第4号ニ(2)に規定する平成27年度基準エネルギー消費効率をいう。 以下この項及び次項において同じ。)に100分の120を乗じて得た数値以

上であること。 第100条の3第1項第2号ア中「第9条の4第6項」を「第9条の4第7項」に改 め、同号r(r) a 中「次項第 2 号」を「次項第 2 号r(r)」に改め、同号r(r) b 中「次項第 2 号」を「次項第 2 号r(r)」に改め、同号r(r) に改め、同号r(r) 中「令和 2 年度基準エネルギ 一消費効率」を「令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の65を乗じて得た 数値」に改め、同号アに次のように加える。 (ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第100条の3第1項第2号イ中「第9条の4第7項」を「第9条の4第8項」に改

め、同号イ(イ)中「令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110」を「令和 12年度基準エネルギー消費効率に100分の75」に改め、同号イに次のように加え

エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること 第100条の3第1項第3号エを削り、同号ウ中「第9条の4第10項」を「第9条の4第13項」に改め、同号ウ(ア) a 中「第149条第1項第6号二(1)(i)」を「第149条第1項第6号へ(1)(i)」に、「次項第3号ウ(ア) a」を「次項第3号エ(ア) 1 4 9 采用 1 頃 8 6 号 7 (1) (1) 」に、「仏頃 第 3 号 9 (1) (1) 」を「焼 頃 第 3 号 2 (1) (ii) 」を「第 1 4 9 条 第 1 項 第 6 号 - (1) (ii) 」を「第 1 4 9 条 第 1 項 第 6 号 - (1) (ii) 」に、「この号」を「b」に、「次項第 3 号」を「次項第 3 号 2 (ア) b」に改め、同号ウを同号オとし、同号イ中「第 9 条 の 4 第 9 項」を「第 9 条 の 4 第 1 2 項」に改め、同号イ(イ)中「100分の110」を「100分の115」に改め、同号イを同号エとし、同号ア中「第 9 条 の 4 第 8 項」を「第 9 条 の 4 第 1 1 項」に改め、同号ア(ア) a 中「(法第 1 4 9 条 第 1 項 第 6 号 イに規定する平成 3 0 年軽油軽中量車 5 で、1 2 で 準をいう。以下この号及び次項第3号において同じ。)」を削り、同号ア(ア)b中「(法第149条第1項第6号イに規定する平成21年軽油軽中量車基準をいう。以下この 号及び次項第3号において同じ。)」を削り、同号ア(イ)中「100分の105」を「100分の110」に改め、同号アを同号ウとし、同号にア及びイとして次のように加 える。ア

営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第9項 に規定するもの

(ア) 平成30年軽油軽中量車基準(法第149条第1項第6号イ(1)に規定す る平成30年軽油軽中量車基準をいう。以下この号及び次項第3号において同 じ。) 又は平成21年軽油軽中量車基準(同条第1項第6号イ(1)に規定する 平成21年軽油軽中量車基準をいう。以下この号及び次項第3号において同じ。) に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の

65を乗じて得た数値以上であること。 7) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第10 項に規定するもの

(ア) 平成30年軽油軽中量車基準又は平成21年軽油軽中量車基準に適合する

こと。
(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の 75を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。 第100条の3第2項中「第4項」の次に「又は第5項」を加え、同項第1号ア中「営業用の」を削り、「第9条の4第12項」を「第9条の4第14項」に改め、同号ア (イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110」を「令和12年度 基準エネルギー消費効率に100分の60」に改め、同号アに次のように加える。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること 第100条の3第2項第1号イを削り、同号ウ中「第9条の4第14項」を「第9条 の4第15項」に改め、同号ウ(イ)中「100分の110」を「100分の115」に 改め、同号ウを同号イとし、同号エ中「第9条の4第15項」を「第9条の4第16項」 に改め、同号エ(4)中「以上」を「に100分の105を乗じて得た数値以上」に改め、同号エを同号ウとし、同号オ中「第9条の4第16項」を「第9条の4第17項」に改め、同号オ(4)中「100分の105」を「100分の110」に改め、同号オを同号 エとし、同項第2号を次のように改める。

石油ガス自動車(乗用車に限る。)のうち、次のいずれにも該当するもので省 令第9条の4第18項に規定するもの 次のいずれかに該当すること

(ア) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が 平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えな

いこと。 (イ) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が 平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えな

エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60 を乗じて得た数値以上であること

エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。 第100条の3第2項第3号エを削り、同号ウ中「第9条の4第21項」を「第9条の4第22項」に改め、同号ウを同号エとし、同号イ中「第9条の4第20項」を「第9条の4第21項」に改め、同号イ(イ)中「100分の105」を「100分の110」と に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「第9条の4第19項」を「第9条の4第20項」に改め、同号ア(イ)中「以上」を「に100分の105を乗じて得た数値以上」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。 ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第19項に規定

するもの

平成30年軽油軽中量車基準又は平成21年軽油軽中量車基準に適合する

こと。 (イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の 60を乗じて得た数値以上であること

う。)に100分の141

エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。 第100条の3第3項中「次項」の次に「又は第5項」を加え、同条第4項中「第1 項(第1号アからウまで」を「第1項(第1号アからエまで」に、「第2項(第1号ア からウまで」を「第2項(第1号ア及びイ」に改め、同項の表を次のように改める。

第1項第1号令和12年度基準エネルギー消法第149条第2項に規定する基準エ ア(イ) 費効率(法第149条第1項第ネルギー消費効率であって平成22年 4号イ(2) に規定する令和12度以降の各年度において適用されるべ **厍度基準エネルギー消費効率をきものとして定められたもの(以下こ** №う。以下この項及び次項におの号及び次項第1号において「平成2 いて同じ。)に100分の652年度基準エネルギー消費効率」とい

第1項第1号令和2年度基準エネルギー消費平成22年度基準エネルギー消費効率 ア(ウ) 効率(法第149条第1項第4に100分の150を乗じて得た数値 |号イ(3) に規定する令和2年度 **基準エネルギー消費効率をいう**

> ,以下この項及び次項において 同じ。)

第1項第1号令和12年度基準エネルギー消平成22年度基準エネルギー消費効率 費効率に100分の75 イ(イ) に100分の162

第1項第1号令和2年度基準エネルギー消費平成22年度基準エネルギー消費効率 イ (ウ) 及 び ウ効 率 に100分の150を乗じて得た数値 (イ)

第1項第1号平成27年度基準エネルギー消平成22年度基準エネルギー消費効率 エ(イ) 費効率(法第149条第1項第に100分の150

> 4 号ニ(2) に規定する平成27 年度基準エネルギー消費効率を いう。以下この項及び次項にお いて同じ。)に100分の12

第2項第1号令和12年度基準エネルギー消平成22年度基準エネルギー消費効率 費効率に100分の60 ア(イ) に100分の130

第2項第1号令和2年度基準エネルギー消費平成22年度基準エネルギー消費効率 【100分の150を乗じて得た数値

第2項第1号平成27年度基準エネルギー消平成22年度基準エネルギー消費効率 費効率に100分の115 に100分の144

第100条の3に次の1項を加える。

第1項(第1号ア及びイ、第2号並びに第3号ア及びイに係る部分に限る。)及び 2項(第1号ア、第2号及び第3号アに係る部分に限る。)の規定は、令和2年度 第2項(第1号ア 基準エネルギー消費効率等算定自動車(法第149条第3項に規定する令和2年度基 準エネルギー消費効率等算定自動車をいう。) について準用する。この場合において 次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げ る字句に読み替えるものとする。

第1項第1号令和12年度基準エネルギー消令和2年度基準エネルギー消費効率 ア(イ) 費 効率 (法第149条第1項第法第149条第1項第4号イ(3)に規 4号イ(2)に規定する令和12定する令和2年度基準エネルギー消費 **|年度基準エネルギー消費効率を効率をいう。以下この項及び次項にお** いう。以下この項及び次項において同じ。)に100分の94 いて同じ。)に100分の65

第1項第1号令和2年度基準エネルギー消費令和2年度基準エネルギー消費効率 ア(ウ) 効率(法第149条第1項第4

> **号イ(3) に規定する令和2年度 基準エネルギー消費効率をいう**

房ア(イ)

以下この項及び次項において 同じ。) 第1項第1号令和12年度基準エネルギー消令和2年度基準エネルギー消費効率に イ (イ) 費効率に100分の75 100分の109 第1項第2号令和12年度基準エネルギー消令和2年度基準エネルギー消費効率に 費効率に100分の65 100分の94 第1項第2号令和12年度基準エネルギー消令和2年度基準エネルギー消費効率に |イ (イ) 費効率に100分の75 |100分の109 第1項第3号合和12年度基準エネルギー消令和2年度基準エネルギー消費効率に 費効率に100分の65 |1 0 0 分の 9 4 第1項第3号令和12年度基準エネルギー消令和2年度基準エネルギー消費効率に 費効率に100分の75 1100分の109 第2項第1号令和12年度基準エネルギー消令和2年度基準エネルギー消費効率に ア(イ)、第2費効率に100分の60 |1 0 0 分の87 房イ及び第3

| 附則第7条の2中「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。 | 附則第7条の3中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。 | 附則第8条及び第8条の2中「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に改

附則第8条の4第1項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。 附則第8条の9第1項中「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に改め、 同条第2項中「同条第4項」の次に「又は第5項」を、「第2号イ」の次に「若しくは 第3号イ(これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。)」を加え、「令 和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車(以下この条及び附則第9条において「軽油自動車」という。)のうち、同号イ(1)に規定する平成30年軽油軽中量車基準(附則第9条において「平成30年軽油軽中量車基準」という。)又は同号イ(1)に規定する平成21年軽油軽中量車基準(附則第9条において「平成21年軽油軽中量車基準」という。)に適合する乗用車(同号イ及び口に掲げる乗用車を除く。)に対しては、当該軽油自動車の取得が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に行われたときに限り、第99条第1項の規定にかかわらず、環境性能割を課さないものとする。 4 第100条の3第1項第3号ア若しくはイ又は第2項第3号アに掲げる軽油自動車
- 4 第100条の3第1項第3号ア若しくはイ又は第2項第3号アに掲げる軽油自動車に対しては、当該軽油自動車の取得が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に行われたときに限り、第99条第1項の規定にかかわらず、環境性能割を課さないものとする。

附則第8条の10第1項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を、「同条第4項」の次に「又は第5項」を、「エネルギー消費効率」の次に「(法第145条第4号に規定するエネルギー消費効率をいう。附則第9条及び第9条の3第1項において同じ。)」を加える。

附則第8条の11第1項中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、同項の表中「第4項」の次に「又は第5項」を加え、同条第2項中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第8条の12第1項中「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に改め、同項第1号中「令和2年度」を「令和7年度」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」に入り、同条第2項中「令和3年3月31日」に入り、同条第2項中「令和3年3月31日」に、「乗車定員30人未満の附則第8条の12第2項に規定する路線がス等のうち、道路運送法(昭和26年法第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が18条8の12第第3号に規定する一般乗合旅客自動車(空港法(昭和31年法律点とおり、第2条に規定するで潜入は開助第2条第1項の政令で定める。)に改場でで省令附則第4条の11第4項に規定するもので指表が、同項第2号中「附則第8条の12第2年度」を「令和7年度」を「令和5年3月31日」を「令和2年度」を「令和2年度」なめ、同条第3項中「附則第4条の11第6項」を「附則第4条の11第6項」を「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に改め、同項第2号中「附則第4条の11第6項」を「附則第4条の11第6項」を「常7項」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 車両総重量(道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。次項及び第6項において同じ。)が8トンを超え20トン以下のトラック(省令附則第4条の11第13項に規定するけん引自動車及び被けん引自動車を除く。次項第3号及び

熊

附則第9条第1項で、 第2を「全の条条」をで、 第2を「全の条条」をで、 第1項で、 第1項で、 第1項で、 第2項目ので、 第3月31日を 第3月31日を 第3月31日を 第3月31日を 第3月31日のの 第3日のの 第3日の 第3日のの 第3日の 第3日のの 第3日の

- 号から第3号まで」に改め、同条に次の2項を加える。 5 次に掲げる自動車(自家用の乗用車及びキャンピング車を除く。)に対する第10 1条第1項、第2項及び第4項の規定の適用については、当該自動車が令和3年4月 1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分 の種別割に限り、当該自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に 初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲 げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とす る。
 - (1)電気自動車
 - 大然ガス自動車のうち、平成30年天然ガス車基準に適合するもの又は平成2 1年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車 基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので省令附則第5条の2第 (2)7項に規定するもの
 - 法第149条第1項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車 (3)

本

- ガソリン自動車(営業用の乗用車に限る。)のうち、窒素酸化物の排出量が平 成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの 又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が法第149条第1項第4号イ(2)に規定する令和12年度基準エネルギー消費効率(以下この項及び次項において「令和12年度基準スネルギー消費効率」という。)に100分の90 を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令附 則第5条の2第8項に規定するもの
- 石油ガス自動車(営業用の乗用車に限る。)のうち、窒素酸化物の排出量が平 成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの 又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の 値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エ
- 他の4分の1を超えないものであって、エネルヤー消費効率が市和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令附則第5条の2第9項に規定するもの。) 軽油自動車(営業用の乗用車に限る。)のうち、平成30年軽油軽中量車基準又は平成21年軽油軽中量車基準に適合するものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上がつ (6) 令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令附則第5条の2第10項に規 定するもの
- 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車(前項の規定の適用を受けるものを除く。 に対する第101条第1項の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和3年 4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年 度分の種別割に限り、当該営業用の乗用車が令和4年4月1日から令和5年3月31 日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の種別割に限り、第3項の 表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲 げる字句とする。
 - ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基 (1)準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平 成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもの であって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分 の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので 省令附則第5条の2第11項に規定するもの
 - 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基 準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平 成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもの であって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分 の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので 省令附則第5条の2第12項に規定するもの
 - 軽油自動車のうち、平成30年軽油軽中量車基準又は平成21年軽油軽中量車 基準に適合するものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令附則第5条の2第13項に規定するもの附則第9条の3第1項中「又は第3項」を「、第3項、第5項又は第6項」に、「第

4項」を「第6項」に改める

(熊本県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 熊本県税条例の一部を改正する条例(令和2年熊本県条例第31号)の一部を次 のように改正する
 - 第2条のうち、第38条の改正規定中「同条第55項」を「同条第63項」に改める。 附 則

(施行期日)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

第1条の規定による改正後の熊本県税条例(以下「新条例」という。)の規定中自動 2 車税の環境性能割に関する部分は、この条例の施行の日以後に取得された自動車に対し

て課すべき自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された自動車に対して 課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。 新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の自動車

3 新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和3年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第33号

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例

熊本県税特別措置条例(昭和39年熊本県条例第5号)の一部を次のように改正する。 第4条の4第1項第1号中「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。 第4条の7第1項第1号ア中「主務大臣の」を削り、「令和3年3月31日」を「令和 5年3月31日」に改める。

第4条の13第1項中「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に、「起算して5年内」を「令和5年3月31日まで」に改める。

附則第2項中「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

規 則

熊本県規則で定める様式による書面への押印の特例に関する規則をここに公布する。 令和3年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第19号

熊本県規則で定める様式による書面への押印の特例に関する規則 転員)

- 第1条 この規則は、この規則の施行の際現に定められている規則(以下「既存規則」という。)に規定する様式による書面への押印の特例に関し、必要な事項を定める。 (押印の特例)
- 第2条 既存規則に規定する様式のうち、知事が定めるもの(押印することを要するもの として知事が定める部分を除く。)については、当該既存規則の規定にかかわらず、当 該様式による書面に押印することを要しない。

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

熊本県税災害減免条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第20号

熊本県税災害減免条例施行規則の一部を改正する規則 熊本県税災害減免条例施行規則(昭和38年熊本県規則第27号)の一部を次のように 改正する。

第4条第2項中「。以下「県税条例」という。」を削り、「第89条第1項」を「第100条の5第1項」に、「2月以内」を「2月を経過する日(その日までに当該申請書を提出できない特別の事情がある場合は、その事情がやんだ日から2月を経過する日)まで」に改める。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。

別記第1号様式(第4条関係)

	1 -7 190-	- 3/1	- 1 - 1 - 1															
				5)	修害	減免	申請	書	情(個人	事美)			年	月		日
	熊本県知	和事		様											+-	Л		H
							申	請	者 住	: j	折							
									氏	j	名							
							Am i se m	LITT		話	番号	- (_)
							個人番号 (右詰て		法人番号 載)									
熊本	: 県税災害	害減免 彡	条例多	第7条の	規定	定に	より	個	人事業	税	の減	免を	中請	しま	す。			_
	色を受け。 5年度	ようと		年度	課	税	所	得			円	業		種	第	利	重事	業
納毛		書番号	·第	号	税			額			円	事	業	名				業
												Auto	イバノニ	(
災害	の種類					を 5 5 月	受け日		月		年日	を	税通	取っ	.	年	月	日
				核	皮	律	Ē	0.)	ť	汅							
区	種	nonen	1	被	害	金	額		保険金 補塡さ				差	引	金	額	備 (被	考害
分				数量		金	額		数量	刍	定 省	額	数量	t	金	額	状衫	
	店		舗				円					円				円		
事	機械	設	備															
業	車 両	運 搬	具															
用	什 器	、備	딞															
л	棚卸	資	産															
資	繰 延	資	産															
産	そ	の	他															
		計																
は住	住		宅															
家宅	家		財															
財又		計																

- (注) 1 店舗と住宅が一緒になっているものは、面積等であん分してください。
 - 2 「備考(被害の状況)」の欄には、被害の程度を記入してください。
 - 3 「種目」の欄の種目ごとの明細書を添付してください。

別記第2号様式(第4条関係)

		災害減免	申請書(不動	産取得種	兑)		年	月	B
熊本	県知事	様							
			申請者						
			住所又は所	在地					
			氏名又は名	称					
			電話番号	(_	-)
			個人番号又は法人番号 (右詰で記載)						

熊本県税災害減免条例第7条・熊本県税災害減免条例施行規則第3条の規定により不動産取得税の減免を申請します。

_	が エルトリールローン トラム	700	H13 C	200, 1	0										
	減免を受けよ うとする不動	納税: 受け 年月	取。			年度	納	期	限	納税		課 税 準額	標	税	額
	産取得税	年	月	日	(年度 月分)	年	三 月	日	第	号		円		円

	被害不動産	被害不動産に代わり取得した不動産
被害を受けた年月日	年 月 日	
所 在		
構造(地目)及び面積		
取得の区分	建築 売買 贈与 その他	建築 売買 贈与 その他
取 得 年 月 日	年 月 日	年 月 日
取 得 価 格	円	円

1	被	害	の	災害の種類	被害の状況	被	害	額
								円
;	状	況	等					

- (注) 1 「被害不動産に代わり取得した不動産」の欄には、熊本県税災害減免条例第4 条の規定に該当する場合にのみ記入してください。
 - 2 「被害の状況」の欄には、全壊、流失、全焼等と記入してください。
 - 3 「被害額」の欄には、被害の現況を被害直前の状態に修復するものとした場合 に要する費用を記入してください。
 - 4 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。

別記第2号の2様式中「印」を削る。 別記第3号様式を次のように改める。

別記第3号様式(第4条関係)

登録番号 所有者住所又は所在地及び氏名又は名称 車名及び年式 使用者住所又は所在地及び氏名又は名称 乗車定員積載量 押気量 用 途 取得年月日 年取得価格 円被災直前の価格	
## 自請者 住所又は所在地 氏名又は名称	
住所又は所在地 氏名又は名称 電話番号 () 側翻訳は此翻 (右語で配載) 熊本県税災害滅免条例第7条の規定により自動車税種別割の減免を申請します。 減免を受けようとする年度 年度 納税 通知書等 号納税通知書を受け 年月 番号 病有者住所又は所在地及び氏名又は名称 使用者住所又は所在地及び氏名又は名称 使用者住所又は所在地及び氏名又は名称 集車定員積載量 用 途 主たる定置場 取得年月日 円 被災直前の価格 取得年月日 円 被災直前の価格	
氏名又は名称 電話番号 () (A M	
電話番号() <u> </u>	
熊本県税災害減免条例第7条の規定により自動車税種別割の減免を申請します。 減免を受けようとする年度 納税通知書を受け取った年月日 登録番号 所有者住所又は所在地及び氏名又は名称 車名及び年式 使用者住所又は所在地及び氏名又は名称 乗車定員積載量 用 途 取得年月日 再額 再額 一個格 円被災直前の価格	
熊本県税災害減免条例第7条の規定により自動車税種別割の減免を申請します。 減免を受けようとする年度	
減免を受けようとする年度 年度 納税通知書を受け取った年月日 年月 登録番号 所有者住所又は所在地及び氏名又は名称 車名及び年式 使用者住所又は所在地及び氏名又は名称 乗車定員積載量 用 途 主たる定置場 取得年月日 月日 円被災直前の価格	
登録番号 所有者住所又は所在地及び氏名又は名称 車名及び年式 使用者住所又は所在地及び氏名又は名称 乗車定員積載量 押気量 用 途 主たる定置場 取得年月日 月日 将価格 円被災直前の価格	
登録番号 所有者住所又は所在地及び氏名又は名称 車名及び年式 使用者住所又は所在地及び氏名又は名称 乗車定員積載量	Ħ
車名及び年式 は所在地及び 氏名又は名称 乗車定員積載 量 排気量 用 途 主たる 定置場 取 得 年 月 日 年 月 日 円 被災直前の価格	
量 排気量 円 皮置場 取 得 年 月 日 年 月 日 日 <td< td=""><td></td></td<>	
取得年月日 年取 得 価 格 円 被災直前の価格	
	円
被 害 状 況	
災害を受けた年月日 年 月 日 災害を受けた場所	
修 理 の 箇 所 金 額	
	円
	-
	_
	円
合 計	L.3

- 2 「修理の箇所」の欄は、主たる箇所ごとに区分して記入してください。
- 3 修理を行った業者等からの領収証の写し又は請求書の写しを添付してください。

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行し、改正後の第4条第2項の規定は、令和2年7月3 日以後に発生した災害に係る減免について適用する。 (経過措置)
- 平成28年4月14日から熊本県税災害減免条例施行規則の一部を改正する規則(平 成28年熊本県規則第47号)の施行の日までの間に発生した災害に係る改正後の熊本 県税災害減免条例施行規則(以下「新規則」という。)第4条第1項の申請書の提出期 限については、なお従前の例による。
- この規則の施行の際現に改正前の熊本県税災害減免条例施行規則の規定により提出さ れている申請書その他の書類は、新規則の規定により提出された申請書その他の書類と みなす。

熊本県食品衛生法施行細則等の一部を改正する等の規則をここに公布する。

令 和 3 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島郁 夫

熊本県規則第21号

熊本県食品衛生法施行細則等の一部を改正する等の規則

(熊本県食品衛生法施行細則の一部改正)

熊本県食品衛生法施行細則(昭和27年熊本県規則第53号)の一部を次のよう 第1条 に改正する。

別記第1号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。 別記第1号様式の2の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る

別記第2号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式中備考第1号を削り、備考 第2号を備考とする

熊本県食品衛生法施行細則の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「法第48条第8項の規定による届出、法第52条第1項の規定によ る許可の申請、法第53条第2項の規定による届出及び省令第71条の規定による届出」を「次項に掲げる届出又は申請」に、「営業所」を「施設」に改め、同条第2項を次の

- ように改める。
 2 次に掲げる届出又は申請に係る書類は、施設の所在地を管轄する熊本県保健所長に
 - 法第8条第1項の規定による届出 (1)
 - 法第48条第8項(法第68条第1項において準用する場合を含む。)の規定 (2)による届出
 - 法第55条第1項(法第68条第1項において準用する場合を含む。)の規定 (3) による許可の申請
 - 法第56条第2項(法第57条第2項及び第68条第1項において準用する場 (4)
 - 合を含む。)の規定による届出) 法第57条第1項(法第68条第1項及び第3項において準用する場合を含む。) (5) の規定による届出
 - 法第58条第1項(法第68条第1項において準用する場合を含む。)の規定 による届出
 - 省令第71条の規定による届出 (7)
 - 省令第71条の2の規定による届出 (8)

第2条第3項を削る。

第7条及び第8条を次のように改める。

(継続営業許可の申請)

- 第7条 法第55条第1項(法第68条第1項において準用する場合を含む。)の規定 により営業の許可を受けた者が引き続き同一の営業の許可を受けようとするときは、 許可の有効期間満了の30日前までに省令第67条の申請書を施設の所在地を管轄す る熊本県保健所長に提出しなければならない。 (廃業の届出書の提出期限)
- 省令第71条の2の届出書の提出期限は、廃業の日から10日以内とする。 第8条 第9条から第12条までを削り、第13条を第9条とする。

別記第1号様式の3から別記第5号様式までを削る。

(熊本県ふぐ取扱条例施行規則の一部改正)

熊本県ふぐ取扱条例施行規則(昭和33年熊本県規則第28号)の一部を次のよ 第3条 うに改正する

別記第1号様式の(注)以外の部分中「印」を削り、同様式(注)を削る。

別記第7号様式の(注)以外の部分中「印」を削り、同様式(注)を削る。 条 熊本県ふぐ取扱条例施行規則の一部を次のように改正する。 第2条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に、「ふぐ処理師受験願書」 「第7条のふぐ処理師試験受験願書」に、「すべて」を「全て」に改め、同項を同条 第2項とする

第3条第1号中「都道府県においてふぐの処理に関する免許を受けたことを証する証 を「都道府県知事等が食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)別表第 17第1号へに規定するふぐの種類の鑑別に関する知識及び有毒部位を除去する技術等を有すると認める者であることを証する書面」に改める。

第6条を次のように改める。

(試験の科目)

- 条例第8条第2項の筆記試験の科目は、次のとおりとする。 第6条
 - (1)水産食品の衛生に関する知識
 - ふぐに関する一般知識
- 条例第8条第2項の実地試験の科目は、ふぐの処理とする。

第10条及び第11条を削る。 第12条第2項中「第13条第1項」を「第10条第1項」に改め、同条第3項中「 失そう」を「失踪」に改め、同条第4項中「第13条第2項」を「第10条第2項」に 改め、「以内に」の次に「知事に」を加え、同条を第10条とする。 第13条を削る。

別記第7号様式から別記第10号様式までを削る。

(熊本県特定食品衛生条例施行規則の一部改正)

熊本県特定食品衛生条例施行規則(昭和50年熊本県規則第39号)の一部を次 のように改正する。

別記第1号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考中第1号を削り、第2 号を第1号とし、第3号を第2号とする。 別記第2号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考中第1号を削り、第2

号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。 別記第4号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式中備考第1号を削り、備考

第2号を備考とする

(熊本県特定食品衛生条例施行規則の廃止)

熊本県特定食品衛生条例施行規則は、廃止する。

(熊本県衛生事務に関する委任規則の一部改正)

熊本県衛生事務に関する委任規則(平成3年熊本県規則第18号)の一部を次の ように改正する

第1条第1項第1号中「キ」を「ケ」に改め、同号イ及びウ中「第62条第1項」を「第68条第1項」に改め、同号エ中「第48条第8項」の次に「(法第68条第1項 において準用する場合を含む。)」を加え、同号オ中「第52条第1項」を「第55条 第1項」に、「第62条第1項」を「第68条第1項」に改め、同号カ中「第53条第 2項」を「第56条第2項(法第57条第2項及び第68条第1項において準用する場)」に改め、同号コを同号シとし、同号ケ中「第56条」を「第61条(法 第68条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)」に改め、同号ケを同号サとし、同号ク中「第55条第1項」を「第60条第1項」に、「第62条第1項」を「第68条第1項」に改め、同号クを同号コとし、同号キ中「第54条」を「第59条(法第68条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)」に改め、同号キを同号

ケとし、同号カの次に次のように加える。 キ 法第57条第1項(法第68条第1項及び第3項において準用する場合を含む。) の規定による営業の届出を受理すること。

法第58条第1項(法第68条第1項において準用する場合を含む。)の規定 による回収の届出を受理すること。

第1条第1項第1号に次のように加える。

省令第71条の2の規定による廃業の届出を受理すること。

第1条第1項第26号を次のように改める。

削除 (26)

第1条第1項第30号中「)第15条第2項の規定により輸出証明書を発行する 「。以下この号において「法」という。)の施行に関する事務のうち、次に掲げるも 同号に次のように加える。

法第15条第2項の規定により輸出証明書を発行すること。

法第38条第2項の規定により報告若しくは物件の提出を求め、又はその職員

に立入調査をさせ、若しくは質問させること。 第2条第1号エ中「第54条」を「第59条」に改め、同条第5号中「第15条第2項の規定により輸出証明書を発行すること」を「(以下この号において「法」という。)の施行に関する事務のうち、次に掲げるもの」に改め、同号に次のように加える。 アメガロの規定により輸出証明書を発行すること。

法第38条第2項の規定により報告若しくは物件の提出を求め、又はその職員 に立入調査をさせ、若しくは質問させること。 (熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事

務の範囲を定める規則の一部改正)

- 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理す る事務の範囲を定める規則(平成12年熊本県規則第23号)の一部を次のように改正 する。
 - 第2条の表第4号右欄(1)中「、第10条及び第11条第3項」を削り、同欄(3)中「第12条」を「第10条」に改め、同欄(4)を削る。 一則 附

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年6月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当 該各号に定める日から施行する。
- (1) 第7条中熊本県衛生事務に関する委任規則第1条第1項第30号及び第2条第5号の改正規定 公布の日
- (2) 第1条、第3条及び第5条の規定 令和3年4月1日 (経過世界)
- 2 能本県食品衛生基準条例等の一部を改正する等の条例(令和2年熊本県条例第45号。以下「改正条例」という。)附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる改正条例第2条の規定による改正前の熊本県ふぐ取扱条例(昭和33年熊本県条例第27号)第10条第2項から第4項まで及び第13条第3項の規定の適用についそ例施行規則」という。)第2条第2項、第11条、第13条及び別記第8号様式から別記第10号様式までの規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>N 2 T m C 3 20 </u>	
旧ふぐ取扱条例施行規則第2条第10条又は第113	第11条第2項
第2項 第2項	
書類は	書類は、正副2通とし
旧ふぐ取扱条例施行規則第11条例第10条第1項	熊本県食品衛生基準条例等の一
条第1項	部を改正する等の条例(令和2
	年熊本県条例第45号) 附則第
	2項の規定によりなおその効力
	を有することとされる同法第2
	条の規定による改正前の熊本県
	ふぐ取扱条例(昭和33年熊本
	県条例第27号。以下この条に
	おいて「旧ふぐ取扱条例」とい
In a second of the second of t	う。)第10条第2項
旧ふぐ取扱条例施行規則第11条例第10条第4項	旧ふぐ取扱条例第10条第4項
条第2項	
旧ふぐ取扱条例施行規則第11条例第10条第4項	旧ふぐ取扱条例第10条第4項
条第3項	
旧ふぐ取扱条例施行規則第13前条	第10条
条第1項	
旧ふぐ取扱条例施行規則別記第熊本県ふぐ取扱条例	熊本県食品衛生基準条例等の一
8 号様式	部を改正する等の条例(令和2
	年熊本県条例第45号)第2条
	の規定による改正前の熊本県ふ
	ぐ取扱条例
旧ふぐ取扱条例施行規則別記第熊本県ふぐ取扱条例	熊本県食品衛生基準条例等の一
9 号様式及び別記第10号様式	部を改正する等の条例(令和2
	年熊本県条例第45号)附則第
	2項の規定によりなおその効力
	を有することとされる同法第2
	条の規定による改正前の熊本県
	ふぐ取扱条例
同条例	熊本県ふぐ取扱条例
	RR 千 斤 の \ 収 1以 木 [7]

3 改正条例附則第5項の規定によりなおその効力を有することとされる改正条例第5条の規定による廃止前の熊本県特定食品衛生条例(昭和50年熊本県条例第25号。以下「旧特定食品衛生条例」という。)第2条第1項及び第2項(第2号及び第3号を除く。)、第3条の2第2項、第8条並びに第9条第1項の規定の適用については、第6条の規定による廃止前の熊本県特定食品衛生条例施行規則(以下「旧特定食品衛生条例施行規則」という。)第2条第3項、第3条から第5条まで、第8条及び別記第2号様式の2から別記第5号様式までの規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

旧特定食品衛生条例施	
2条第3項	部を改正する等の条例(令和
	年熊本県条例第45号)附則
	5 項の規定によりなおその効
	を有することとされる同法第
	条の規定による廃止前の熊本
	特定食品衛生条例(昭和50
	熊本県条例第25号。次条か
	第5条までにおいて「旧特定
	品衛生条例」という。)
1	製造所若しくは店舗の製造所の所在地
	所在地又は主たる行商
	地域
	- · ·
	する。この場合においする。
	て、食品行商の許可を
	受けた者が変更の届出
	をするときは、当該変
	更届に行商許可証を添
	付し、当該行商許可証
	の記載事項について書
	換えを受けなければな
	らない。
旧特定食品衛生条例施	行規則第条例 旧特定食品衛生条例
4 条	製造所若しくは店舗の製造所の所在地
	所在地又は主たる行商
	地域
旧特定食品衛生条例施	行規則第条例第9条 旧特定食品衛生条例第9条第
5 条	項
	製造所若しくは店舗の製造所の所在地
	所在地又は主たる行商
	地域
日特定食品衛生条例施	行規則別熊本県特定食品衛生条熊本県食品衛生基準条例等の
記第2号様式の2	例 部を改正する等の条例(令和
	年熊本県条例第45号)附則
	5 項の規定によりなおその効
	を有することとされる同法第
	条の規定による廃止前の熊本
	特定食品衛生条例
口肤宁食且怎什么周姑	行規則別熊本県特定食品衛生条熊本県食品衛生基準条例等の
記第3号様式	例 部を改正する等の条例(令和 年齢 木具条例第45号)附即
	年熊本県条例第45号)附則
	5 項の規定によりなおその効
	を有することとされる同法第
	条の規定による廃止前の熊本
	特定食品衛生条例
	製造所若しくは店舗の製造所の所在地
	所在地又は主たる行商
	の地域

旧特定食品衛生条例施行規則別特定食品衛生条例第9熊本県食品衛生基準条例等の一 記第5号様式 条

部を改正する等の条例(令和2 年熊本県条例第45号)附則第 5項の規定によりなおその効力 を有することとされる同法第5 **条の規定による廃止前の熊本県** 特定食品衛生条例第9条第1項

製造所若しくは店舗の製造所の所在地

所在地又は主たる行商

の地域

製造所又は店舗

製造所

改正条例附則第5項の規定によりなおその効力を有することとされる旧特定食品衛生条例第3条の2第2項、第8条第1項及び第9条第1項の規定による届出の受理、旧特定食品衛生条例第8条第2項の規定による検査、旧特定食品衛生条例第10条の規定に よる勧告並びに旧特定食品衛生条例第11条の規定による監督処分に関する事務につい ては、第7条の規定による改正後の熊本県衛生事務に関する委任規則第1条第1項の規 定にかかわらず、なお従前の例による

附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる旧ふぐ取扱条例施行規則 第10条及び第11条第3項の規定による申請の受付並びに旧ふぐ取扱条例施行規則第 13条の規定による登録証の返還の受付に関する事務の処理については、第8条の規定による改正後の熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村 が処理する事務の範囲を定める規則第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

熊本県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を 改正する規則をここに公布する。 令和3年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第22号

熊本県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一 部を改正する規則

熊本県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成1 8年熊本県規則第42号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第1条第3号」を「第1条の2第3号」に改める。 第4条第1項中「第1条第2号」を「第1条の2第2号」に改める。

別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。

記第	1号様式(第2条関	関係)							
		自立支援医療費(精神通院医療)支持	給認定申請書	(新規・継	続・再申記	情・変更)※1			
熊	本県知事	様					年	月	日
				申	請者 氏名	1			
 ≢/.	は 次のとおり自	立支援医療費の支給を申請します。							
172	フリガナ	立文版区際質の文和を中間しより。					生年月日		
受	氏名			年齢	歳		年	月	日
受診者	個人番号	 					T	<i>7</i> 1	
	住所	T		電記	番号				
保	フリガナ			亚胍土	1. n/d=45				
保護者※2	氏名 個人番号			又彰有	との続柄				
%	住所※3	 		電話番	号※3				
	受診者の被保険者		保険者名	称及び保	険者番号				
負担	証の記号及び番号保険の種類(〇		康保険(世帯=	主・その他	b)・後期	 高齢者医療・4	上活保護・	その他	
額に	印)		777757 (72772			in died in here 2017			
に関す	受診者と同一保険 の加入者	個人番号							
る事項	該当する所得区分 ※4	生保・低1・低2・中間	引1 · 中間	2 · -		重度かつ 継続※5	該当	非該	当
	申請者の収入(C 印)※6)障害年金等※7 ・特別障害者手当 ()※8	当・障害児福祉	:手当・経	過的福祉	手当・特別児童	童扶養手旨	当・その	他収入
	 を希望する指定自					所在地・電話	舌番号		
局·	で援医療機関(薬 訪問看護事業者を ます。)※9								
	の受給者番号及び	(番号) (有効			精神障 手帳番	害者保健福祉 号			
1月分	期限※10		年 月	日	身体障	害者手帳番号			
治療	表計の変更※11	有 • 無	意見書の添	※付※12		有	· 無		
	備考		診断書の添	付※12		有	· 無		
% 2 % 3 % 4 % 5 % 6 % 7 % 8 % 1 ()	受診者者 18歳未流るる 2 を 2 を 2 を 3 を 3 を 4 とと 4 を 4 を 5 を 5 を 5 を 5 を 6 を 6 を 6 を 6 を 7 を 7 を 7 を 7 を 7 を 7	情・変更(自己負担限度額及び指定医療機関 情の場合に記入してください。 5場合に記入してください。 5区分に○をしてください。 いいます。該当すると思われる区分に○をし としてください。 客厚生年金、障害共済年金、老齢基礎年金、 仕送り等を記入してください。 薬局名も記入してください。 ・ 変方分の変更について、継続申請(意見書)。 の申請書に係る意見書又は診断書の添付∜	てください。 老齢厚生年金、 場合は、「その 又は診断書の提出	遺族基礎年 他収入(C	F金、遺族馬)) 」と記入	『生年金、遺族共 、してください。	済年金等を		
	治体記入欄			-	さい。				
Ħ	申請受付年月日	進達年月	3			認定年月日			
	前回所得区分	生保・低1・低2・中間	1 ・ 中間2	· —	定以上 重	度かつ継続	該当	· 非	該当
	今回所得区分	生保 ・ 低1 ・ 低2 ・ 中間	1 • 中間2	· —5	E以上 重	度かつ継続	該当	· 非	該当
	所得確認書類	市町村民税課税証明書 市町 生活保護受給世帯の証明書	T村民税非課税 その他収入等			票準負担額減額	認定証)

申請受付年月日		進達年月日		認定年月日								
前回所得区分	生保 ・ 低1 ・ 低	2 • 中間1 •	中間2 ・ 一定以上	重度かつ継続	該当 •	非該当						
今回所得区分	生保 ・ 低1 ・ 低	2 ・ 中間1 ・	中間2 ・ 一定以上	重度かつ継続	該当 •	非該当						
所得確認書類	古町村民道理道証明書 古町村民道非理道証明書 煙進負用類減類認定証											
受給者番号												
意見書又は診断 書の提出	意見書又は診断 医療用(1年目)・医療用(2年目)・手帳用(1年日)・手帳の新規											
備考												

氏名	院医療)意見書				小里汉从	年		に〇) ・該 日生	_	カーロス 点
						干	Н	日生	(j,
住所 ① 病 名	/1\ ->->- + ++++	腔体		TOD	1*/	```				
(ICDコードはFOO~	(1) 主たる精神			ICD=-)				
F99・G40のいずれ	(2) 従たる精神			ICD=-	F ()				
かを記載)	(3) 身体合併症		ET ESET	/ 3/da-de-						
② 発病から現在 までの病歴(推定発 病 年 月 、発 病 状 况、治療の経過等 を記載)	(推定発病時期	年	月頃	• 不詳)						
③ 現在の病状、状	態像等(治療を中	止したときに予想	想しうる状	態も含み、該当	する項目を	○で囲む。)	④ ③の		
(1) 抑うつ状態	the o Hatelanda	上 磨奈 2 百	さっケハ	1 7 m/h/	`			等 の 具 体 状、検査所		٤,
1 思考・運動が (2) 躁状態	1制 2 易刺激性	E、興奮 3 愛	りつ気分	4 その他()					
1 行為心迫	2 多弁	3 感情高揚・	易刺激性	4 その他()					
(3) 幻覚妄想状態		0 3631111122 9	27-1-10X L.L.	1 (+> E	,					
1 幻覚	2 妄想	3 その他()							
(4) 精神運動興奮	及び昏迷の状態									
1 興奮		3 拒絶		4 その他()					
(5) 統合失調症等										
1 自閉 2 (c) 標動及び行動		3 意欲の減退		4 その他()					
(6) 情動及び行動 1 爆発性 2		3 名動		4 食行動の異常	4					
1 爆光性 2 5 チック・汚言		3 多駒 6 その他()	ュ 及11割収共	13					
(7) 不安及び不穏		~ C ~ \\	,							
1 強度の不安・		直体験 3 心的多	外傷に関連	する症状 4 角	解・転換症	定状				
)			/-						
(8) てんかん発作	等(けいれん及び	が意識障害)								
1 てんかん発作	発作型() 頻度()	2 意識障害	3 その他	.()			
(9) 精神作用物質	の乱用、依存等									
1 アルコール	2 - 1 7 1 1	3 有機溶液		その他()					
	衣存 ウ 残遺性	生・遅発性精神病	i性障害 =	こ その他()					
(10) 知能・記憶										
	申遅滞):ア 軽									
	軽度 イ 中等)				
4 学習の困難:				他()						
5 遂行機能障害		手 7 その他()							
	早古医歴症が :関係の質的障害	9 -7	ミューケー	ーションのパター	ーンにおける	ス質的暗宝				
The second secon	的で反復的な関)	~ (~401) S	ンダロガギ百				
⑤ 現在の治療内容					均		П	+		
(1) 投薬内容:				精神療法等:通		,		団療法・デ	イケア	
					その他(.,-		該当な	L
			(4)	訪問看護指示の	有無: (有 •	無)			
⑥ 今後の治療方針			7	見在の障害福祉	サービス等の	の利用状況	記(該当	する項目を	○で囲む	Po.
				ア 自立訓練(生						
				イ 共同生活援						
				カ 居宅介護(オ			の他の	D障害福祉サ	ーピス	等
8) 医師の略歴(主力	- Z *** 7中18年(中 3 ° * * * * * * * * * * * * * * * * * *	D=_ L*EAA - EA		オー訪問指導等			17 7) : L L 3 17	半率 かわ /口 ·	(zh-H
8) 医師の略歴(主力 医である等、3年以							ハする	っててもに、	相們保	建打
□ 精神保健指定医)	,, J 00) 1-HD	,,,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,	u /				
□ 精神科医・その		療に従事した期間	*	属)						
	年 月									
	 「在地			診療担当科名						
医療機関の名称及び戸										
医療機関の名称及び原 電話番号				医師氏名						

を

別記第3号様式中

性別	生年	月日	
男・女	年	月	日

Γ 生年月日 年 月

に、「自立支援医療支給認定申請書(変更)」を「自立支援医療費(精神通院医 日

<u>)支</u>給認定申請書(変更)」に改める。 別記第4号様式から別記第9号様式までの規定中「印」を削る。

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。 1

(経過措置)

- この規則の施行の際現に改正前の熊本県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支 援するための法律施行細則(以下「旧規則」という。)の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す るための法律施行細則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。この規則の施行の際現に存する旧規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要
- の補正をして使用することができる。

熊本県保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和3年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第23号

熊本県保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則 熊本県保健師助産師看護師法施行細則(平成20年熊本県規則第56号)の一部を次の ように改正する。 別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。

収入証紙	
	准看護師免許申請書
	<u>月</u> 施行准看護師試験合格 <u>受験地</u> <u>受験番号</u> 処せられたことの有無(有の場合は、その罪、刑及び刑の確定年月
を記入してくださ	
3 准看護師の業務	に関し犯罪又は不正の行為があったことの有無(有の場合は、違反 記入してください。)
<u>有・無</u> 4 出顧後の本籍又	は氏名の変更の有無(有の場合は、出願時の本籍又は氏名を記入し
ください。)	は以右の友文の有無(有の勿口は、山嶼時の平相又は以右を記入し
有・無5旧姓併記の希望	
有・無	
	ないので、保健師助産師看護師法施行令(昭和28年政令第386号

第1条の3第2項の規定により、関係書類を添えて准看護師免許を申請します。 年月日

						-	/ *	\vdash
本 籍 (国 籍)			都道 府県					
住 所	₸				電 話番 号			
ふりがな	(氏)			(名)				
氏 名	(旧姓)							
通称名	(旧姓)							
生年月日		年	月	日	性別	男		女
熊本県知事		様						

添付書類等については裏面記載

【添付書類】

- 1 准看護師試験の合格証書の写し
- 2 申請の日前6月以内に交付された戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票の写し(住民基本台 帳法(昭和42年法律第81号)第7条第5号に掲げる事項を記載したものに限る。)。ただ し、日本の国籍を持たない者にあっては、次のいずれかの書類
 - (1) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3に規定する中長期 在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特 例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者にあっては、申請の日前6月以内に交付 された住民票の写し(住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限 る。)
 - (2) 出入国管理及び難民認定法第19条の3各号に掲げる者にあっては、旅券その他の身分を 証する書類の写し
- 3 医師の診断書(視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能若しくは精神の機能の障害又は麻 薬、大麻若しくはあへんの中毒者であるかないかに関するもので交付の日から1か月以内の ものに限る。)

(注)

- 1 戸籍謄本又は戸籍抄本によって氏名の変更経過が確認できる場合で、免許証に氏名と旧姓 の併記を希望する場合は、旧姓欄に記入してください。
- 2 住民票の写しに通称名が記載されている外国籍の方で、免許証に氏名と通称名の併記を 希望する場合は、通称名欄に記入してください。

別記	年の.	旦.样	1-1	华 4	久	FF.	10	١
力门记	另石	万 你	IV (5万4	木	关	7本	ļ

प्रचार के लेट और	
収入証紙	

			看護師籍	訂正・免	許証書換え交	付申請言	<u></u>			
登録番	号	第		号	登録年月日	I		年	月	日
	Š	りがな	(氏)		(名)					
変更前	Ð	. 名					本	籍		
	[E	3 姓					(国	籍)		都道
	通	称 名								府県
	Š	りがな	(氏)		(名)					
	H	- 名								
変更後	旧姓伊	弁記の希望		有	· 無		本	籍		都道
220	[E	3 姓					(国	籍)		府県
	通	称 名								
変更	年 .	月日			年 月]	日			
変	更事				/- A (BT 4. 0					

上記のとおり、保健師助産師看護師法施行令(昭和28年政令第386号)第3条第 3項 ・ 第6条第2項の規定により、関係書類を添えて准看護師籍訂正・免許証書換え 交付を申請します。

	年	月	日
住 所 電話番号			
氏名			
能大胆知恵			

熊本県知事

添付書類等については裏面に記載

【添付書類】

- 1 准看護師免許証(書換え交付を申請する場合に限る。)
- 2 申請の日前6月以内に交付された戸籍謄本又は戸籍抄本。ただし、日本の国籍を持たない 者にあっては、次のいずれかの書類
 - (1) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者にあっては、申請の日前6月以内に交付された住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。)及び申請の事由を証する書類(添付する住民票の写しに変更事項の履歴が記載されている場合を除く。)
 - (2) 出入国管理及び難民認定法第19条の3各号に掲げる者にあっては、旅券その他の身分を証する 書類の写し及び申請の事由を証する書類(添付する旅券その他の身分を証する書類の写しに変更事 項の履歴が記載されている場合を除く。)

(注)

- 1 戸籍謄本又は戸籍抄本によって氏名の変更経過が確認できる場合で、免許証に氏名と旧姓 の併記を希望する場合は、旧姓欄に記入してください。
- 2 住民票の写しに通称名が記載されている外国籍の方で、免許証に氏名と通称名の併記を希望する場合は、通称名欄に記入してください。
- 3 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。

別記第3号様式の(注)以外の部分中「印」を削り、同様式(注)を削る。別記第4号様式を次のように改める。

权入証紙						
	7		証再交付申請書	:		
登録番号	第	号	登録年月日	4	年 月	E
本 籍 (国籍)			都道 府県			
ふりがな	(氏)	(名)				
氏 名	(旧姓)					
通称名						
生年月日		白	戶 月	日		
	386号)第7		したので、保優 規定により、関			
住 所			雷	話番号		

添付書類等については裏面に記載

【添付書類】

- 1 申請の日前6月以内に交付された戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第5号に掲げる事項を記載したものに限る。)。ただし、日本の国籍を持たない者にあっては、次のいずれかの書類
 - (1) 出入国管理及び難民認定法 (昭和26年政令第319号) 第19条の3に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法 (平成3年法律第71号) に定める特別永住者にあっては、申請の日前6月以内に交付された住民票の写し(住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。)
 - (2) 出入国管理及び難民認定法第19条の3各号に掲げる者にあっては、旅券その他の身分を証する書類の写し
- 2 准看護師免許証を損傷した場合にあっては、当該損傷した准看護師免許証
- (注) 1 免許証に旧姓が併記されている場合は、旧姓欄に記入してください。
 - 2 外国籍の方のうち、免許証に通称名が併記されている場合は、通称名欄に記入してください。
 - 3 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。

別記第5号様式の(注)以外の部分中「印」を削り、同様式(注)を削る。別記第6号様式を次のように改める。

別記第6号様式(第8条関係	別記第	6 号様式	さ(第8	条関係
---------------	-----	-------	------	-----

収入証紙	
以入品的	

		准看記	護師再教育研	修修了登録申請	書			
登録番号	第		号	登録年月日	年	月	B	
再教育研修 開始年月日	年	月	日	再教育研修 修了年月日	年	月	日	
	個別研修に係る再教育命令を受けた者にあっては、助言指導者の氏名							

上記により、関係書類を添えて再教育研修修了登録を申請します。

年 月 日

本 籍 (国 籍)		都道 府県				
住 所	₹			電 話 番 号		
ふりがな	(氏)		(名)		•	
氏 名						
生年月日	年	月 日	•			

熊本県知事様

【添付書類】

- 1 准看護師免許証の写し
- 2 准看護師再教育研修等を修了したことを証する書類

別記第7号様式中「□□□□」」を削り、同様式(注)を削る。別記第8号様式を次のように改める。

別記第8	号様式:	(第1	0条	関係	.)
70,3 00 22,0	17 18 1	(217 T	V	スレハ	ij

収入証紙	

准看護師再教育研修修了登録証再交付申請書							
登録番号	第	号	登録年月	日	年	月	日
本 籍 (国 籍)		都道 府県	再教育研修 了登録年月		年	月	日
ふりがな	(氏)	(名))				
氏 名							
生年月日		•	年 月	•	日		

上記の再教育研修修了登録証を(破った 汚した 失った)ので、関係書類を添えて再教 育研修修了登録証の再交付を申請します。

> 年 月 H

住	所	₸	電話番号	
氏	名			

熊本県知事

様

【添付書類】

- 1 准看護師免許証の写し
- 2 准看護師再教育研修修了登録証を破り、又は汚した場合にあっては、当該准看護 師再教育研修修了登録証

別記第9号様式中「 印 」 を削り、同様式(注)を削る。 附 則

- この規則は、公布の日から施行する。この規則の施行の際現に改正前の熊本県保健師助産師看護師法施行細則の規定により 提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県保健師助産師看護師法施行細則 の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

熊本都市計画事業益城中央被災市街地復興土地区画整理審議会委員選挙事務取扱規則の - 部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第24号

熊本都市計画事業益城中央被災市街地復興土地区画整理審議会委員選挙事務取扱規 則の一部を改正する規則

熊本都市計画事業益城中央被災市街地復興土地区画整理審議会委員選挙事務取扱規則(

平成30年熊本県規則第28号)の一部を次のように改正する。 第14条第2項中「限る。)」の次に「その他の当該投票人資格証明書が当該法人により作成されたものであることを確認するに足りる書類」を加える。 別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式(第2条関係)

年 月 日

施行者 熊本県知事

様

住所 (法人にあっては主た る事務所の所在地)	氏名 (法人にあって はその名称)	生年月日	権利の 種類

代表者選任通知書

我々は、下記宅地について下記の者を代表者に選任したので、土地区画整理法第130 条第2項の規定により通知します。

記

- 1 宅地の表示
 - (1) 所在地
 - (2) 地積
- 2 代表者の表示
 - (1) 住所(法人にあっては主たる事務所の所在地)
 - (2) 氏名(法人にあってはその名称)
 - (3) 生年月日

(注)

- 1 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。
- 2 法人にあっては、生年月日欄の記載は不要です。

選挙人 選挙人 別記第2号様式中 に改める。 を 対照印 対照欄

別記第3号様式中「印」を削る。

選挙人 選挙人 別記第4号様式中 に改める。 を 対照印 対照欄

別記第5号様式から別記第8号様式までの規定中「印」を削る。

別記第12号様式中「代表者氏名 印」を「代表者氏名」に改め、同様式(注第2号中「限ります。)」の次に「その他のこの証明書が当該法人により作成されたものであることを確認するに足りる書類」を加える。

別記第15号様式中「印」を削る。

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

訓 令

熊本県訓令第16号

本庁各部(公室・局)課(グループ)

地 方 出 先 機 関 各

熊本県訓令で定める様式による書面への押印の特例に関する訓令を次のように定める。 令和3年3月31日

> 熊本県知事 蒲 夫

熊本県訓令で定める様式による書面への押印の特例に関する訓令 (趣旨)

、この訓令は、この訓令の施行の際現に定められている訓令(以下「既存訓令」と)に規定する様式による書面への押印の特例に関し、必要な事項を定める。 第1条 (押印の特例)

第2条 既存訓令に規定する様式のうち、知事が定めるもの(押印することを要するもの として知事が定める部分を除く。)については、当該既存訓令の規定にかかわらず、当 該様式による書面に押印することを要しない。

則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

告 示

熊本県告示第312号の3

熊本県告示で定める様式による書面への押印の特例に関する規程を次のように定める。 令和3年3月31日

熊本県知事 蒲 島郁 夫

熊本県告示で定める様式による書面への押印の特例に関する規程 (趣旨)

- この規程は、この規程の施行の際現に定められている告示(以下「既存告示」と 第1条)に規定する様式による書面への押印の特例に関し、必要な事項を定める。 (押印の特例)
- 第2条 既存告示に規定する様式のうち、知事が定めるもの(押印することを要するもの として知事が定める部分を除く。) については、当該既存告示の規定にかかわらず、当該様式による書面に押印することを要しない。 附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。